

競争ルールの検証に関するWG 第 52 回及び第 53 回会合に関する追加質問への回答

第 52 回会合に関する追加質問

・ 株式会社 NTT ドコモ	2
・ KDDI 株式会社	4
・ ソフトバンク株式会社	6
・ 楽天モバイル株式会社	8
・ 一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会	10

第 53 回会合に関する追加質問

・ 株式会社 NTTドコモ	13
・ KDDI 株式会社	17
・ ソフトバンク株式会社	19
・ 楽天モバイル株式会社	22
・ 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン	25

競争ルールの検証に関するWG（第52回）に関する追加質問事項

1 端末購入プログラム適用後の実質負担金を強調した広告表示が行われていますが、
実際どのくらいのユーザーにその価格が適用されているのでしょうか。

(北構成員)

(NTT ドコモ回答)

- 当社の端末購入プログラムである「いつでもカエドキプログラム」は2021年9月24日より提供開始しており、検証に十分な期間が経過していないものと考えます。

構成員限り

2 買取等予想価格（1年後・2年後等）の算出方法について、質問します。

対象機種は iPhone15(128GB)・iPhone14(128GB)

構成員限り



(佐藤構成員)

(NTT ドコモ回答)

構成員限り



以上

競争ルールの検証に関するWG（第52回）に関する追加質問事項

1 端末購入プログラム適用後の実質負担金を強調した広告表示が行われていますが、
実際どのくらいのユーザーにその価格が適用されているのでしょうか。

(北構成員)

(KDDI 回答)

弊社では、満額の残債免除が受けられるよう、端末購入サポートプログラムに係る割賦契約を締結してから24か月目のご加入者に対し、翌月末までに端末返却された場合は、満額の残債免除が受けられる旨のご案内メールをお送りしております。

弊社端末購入サポートプログラムにおいて、広告に表示された実質負担金が適用された（満額の残債免除を受けた）お客様については、営業秘密に該当するため、具体的な数字の提示は差し控えたく存じますが、

構成員限り

なお、端末購入プログラムの残債免除の権利行使の有無や時期については、お客様の自由な選択に委ねられております。ただし、円安や端末の高機能化等によって端末価格が高騰化しているといった背景もあり、支払い方法（一括か割賦か）を問わず、一般的に端末の買い替えサイクルは長期化している傾向にあります。

2 買取等予想価格の算出方法について、質問します。

対象機種は iPhone15(128GB)・iPhone14(128GB)

構成員限り

(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

構成員限り



以上

競争ルールの検証に関するWG（第52回）に関する追加質問事項

1 端末購入プログラム適用後の実質負担金を強調した広告表示が行われていますが、
実際どのくらいのユーザーにその価格が適用されているのでしょうか。

(北構成員)

(ソフトバンク回答)

※ 本回答（赤枠）は「構成員限り」としていただくようお願いします。

2 買取等予想価格の算出方法について、質問します。

対象機種は iPhone15(128GB)・iPhone14(128GB)

構成員限り

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

※ 本回答（赤枠）は「構成員限り」としていただくようお願いします。



以上

競争ルールの検証に関するWG（第52回）に関する追加質問事項

1 端末購入プログラム適用後の実質負担金を強調した広告表示が行われていますが、実際どのくらいのユーザーにその価格が適用されているのでしょうか。

(北構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

2 ソフトバンクの「新トクするサポート（バリュー）」の端末サポートプログラム（iPhone14等、実質月額1円での販売に）について、競争上どのような課題があるか。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

3 買取等予想価格について、どのようなデータをもとに算出すべきと考えるか。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

以上

競争ルールの検証に関するWG（第52回）に関する追加質問事項

1 ソフトバンクの「新トクするサポート（バリュー）」の端末サポートプログラム（iPhone14等、実質月額1円での販売に）について、競争上どのような課題があると考ええるか。

（佐藤構成員）

（MVNO委員会回答）

先般の電気通信事業法施行規則の改正により、割引上限額が原則4万円へ見直されたものの「競争ルールの検証に関する報告書2023（以下、報告書2023）」（2023年9月）に示された「通信料金と端末代金の完全分離という改正法の考え方を維持することが適当である」との考え方に変更はないと認識しております。

この点、ソフトバンク殿の「新トクするサポート（バリュー）」の端末サポートプログラムによる実質月額1円（12ヵ月間）販売等については、今後も端末代金の値引き等の誘引に頼った顧客獲得競争を助長させるものであり、以下の各観点において課題となる可能性があると考えております。

1. 事業法の趣旨（通信と端末の分離）の観点

- ・本施策は、事業法改正当時の「端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行を根絶させる」という法の趣旨に逆行するとともに、報告書2023に示されている「今後も過度の端末値引きの誘引に頼った競争慣行から脱却できない場合には、通信サービスと端末の販売の在り方を含めた検討が必要」に該当するのではないかと。

2. ユーザー間の公平性の観点

- ・本施策は、同一のユーザーに対し複数回適用できる（端末買い替えの都度適用される）ものと想定されることから、端末を毎年買い替えるユーザーと買い替えないユーザーとの間で合計割引額※に大幅な差が生じる可能性があるとともに、仮に本施策の割引原資が他のユーザーの通信料収入にて賄われている場合、利用者間の不公平に繋がるおそれがあるのではないかと。

※報告書2023において、利用者一人当たりの利益見込額（53.2ヵ月＝約4年半の期間）が40,000円程度と試算されているが、本施策等を利用し毎年返却・購入をすることにより4年間で最大100,000円程度の割引を受けることも可能になると思料。

3. 割引原資の観点

- ・本施策において4年間毎年返却・購入等で最大100,000円程度の高額な割引となる可能性もある中、特に、支払残債と買取り金額の差額割引（iPhone15の場合、20,000円程度）については、通信契約の有無に関わらず割引が適用されることから、その原資として主に「端末販売による利益」が想定されるところ、その適正性を確認するためには、総務省による確認・検証等が必要ではないか。
- ・この点、端末販売の利益が差額割引の金額を下回っていた場合は、通信料収入から補填されていると考えられるのではないか。

4. 公正な競争環境の確保の観点

- ・MVNOにおいて、利用者一人当たりの利益見込額は上限額の4万円を超えるような割引は難しいと想定するところ、ソフトバンク殿と同等（4年間毎年返却・購入等で最大100,000円程度）の割引を行うことは事業構造上困難と考えられるが、モバイル市場におけるMNO-MVNO間の競争環境に影響を及ぼすおそれがあるのではないか。
- ・なお、支払残債と買取り金額の差額割引について、事業者は買取り等予想価格の合理性を総務省に説明することが27条の3運用ガイドラインに規定されているが、各事業者で同型機種のお取り等予想金額が大きく異なる場合もあることから、恣意的な価格設定がなされている余地がないか研究会で検証が必要ではないか。

5. その他（消費者保護・法令順守等）の観点

- ・端末代金の値引き等の利益提供の上限額について「MNP転入等による割引額」および「将来お取り額における差額割引額」の合計額が対象となるところ、店頭広告等では「MNP転入等による割引額」のみが具体的に記載される一方で「将来お取り額における差額割引額」については明確に記載されていない場合も存在することから、合計割引金額の誤認等が生じやすい状況になっているのではないか。

2 買取等予想価格について、どのようなデータをもとに算出すべきと考えるか。

(佐藤構成員)

(MVNO委員会回答)

現在、MNO 各社の買取等予想価格については、各社独自の調査等より価格が設定されていると想定するところ、恣意的な価格設定を排除する観点から、例えば、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン殿のご協力を得て、1年前に発売された先行同型機種の中古端末市場の買取価格を参照し (iPhone15 128GB の場合、iPhone14 128GB を参照)、販売価格からの値下がり率を踏まえて、1年後の買取等予想価格を設定するなど各社共通の基準を設けてはどうか。

また、買取価格についても、中古端末市場の水準よりも高い買取価格を設定することも可能であり、恣意性が完全に排除できているとは言い難い状況と考えております。

このため、恣意性の完全排除や買取価格の適正性を確保するために、例えば、競争ルールの検証に関する WG (第 38 回) (2023 年 1 月 30 日) での一般社団法人リユースモバイル・ジャパン殿のご発言等を踏まえ、中古端末市場の業界団体等にご協力いただくことで、各社共通の買取価格を設定することが、有効ではないかと考えております。

(参考) 競争ルールの検証に関する WG (第 38 回)

一般社団法人リユースモバイル・ジャパン殿資料より抜粋

ヒアリング事項	コメント
・通信業務の利用者に対する端末代金の値引き等に一定の厳しい上限 (上限2万円) が設定されたことによる中古端末市場への影響について	・端末価値の適正化が進み、中古端末が消費者にとっても選択肢として認知されるようになった。 ・一部法改正の趣旨に沿わない白ロム価格の単体値引きや、回線セット以外での販売拒否事例が発生したことは残念に感じる。
・現行法の完全分離販売や値引きの上限額設定等について	・分離販売が遵守されていない事例もまだ発生している為、規制を強化するべき ・現行の代理店制度にも問題や課題があるのではないかと感じる。 ・MVNOは制限を解除すべきではないか。
・2022年11月29日開催の競争ルールの検証に関するWG (第37回) 事業者ヒアリングにおいて、一部MNOより、通信と端末の分離ルールの見直しについて、中古価格を参考として上限額を設定するよう事業法で規律すべきとの意見があったことについて	・考えに賛同するが75%となった。 前向きな意見が多かったことから実現可能性に向けて協議したい。
・一部MNOより、RMJの協力を得て端末購入サポートプログラムの上限割引の価格設定について、2年後の買取予定価格を上回る分を上限割引額に含める現行ルールで対応予定としているが、その際の運用を簡便に行うため、RMJの協力を得て、定期的に市場買取価格を公表し、2年前の機種を対象に、業界・第三者共通のベンチマークを設定すべきとの意見があったことについて	・考えに賛同するが83%となった。 前向きな意見が多かったことから実現可能性に向けて協議したい。

Copyright 2021 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン All Rights Reserved.

以上

競争ルールの検証に関するWG（第53回）に関する追加質問事項

1 ネットワーク利用制限の4類型ごとの件数をどのように調査しているか。現在4類型ごとの件数の調査ができない場合は、その理由と今後調査をすることはできるのかお教えいただきたい。

(大谷構成員)

(NTT ドコモ回答)

➤ ネットワーク利用制限の4類型ごとの実績の調査方法は、以下の通りです。

構成員限り

2 ネットワーク利用制限件数について過去5年間の数値を類型ごとに示していただきたい。類型ごとの数値を把握していない場合は、把握をしていない理由（影響が大きくないためなど）を示していただきたい。

（佐藤構成員）

（NTT ドコモ回答）

➤ 過去5年間のネットワーク利用制限の4類型ごとの実績は、以下の通りです。

構成員限り

3 ドコモ資料 P.7 に示された、27 条の 3 の適用除外とする場合、引き続き規制すべき懸念事項について、私と総務省との質疑を受けて、改めてどのように考えるのか、ご意見頂きたい。

(佐藤構成員)

(NTT ドコモ回答)

- 消費者保護ルールにおける禁止行為にて、解約金については 1 ヶ月分の利用料を上限とするなど一定の歯止めはあるものの、そもそも MNO が端末の購入等を条件とする通信料金の割引 (例：月々サポート等) のようにかつて問題となった通信料金と端末代金を密結合させた割引手法と期間拘束を組み合わせる実施できることには、拘束性の強さという観点で課題感を持っております。

4 広く 27 条の 3 の適用除外とするのではなく、優越的地位にない MNO の競争的な料金設定の自由度を限定的に認めることについて、具体的にどのような懸案事項 (問題とされる行為) があるか。そういった行為を防止するためにどのようなことが考えられるのか。

(佐藤構成員)

(NTT ドコモ回答)

- 一部 MNO に対し、「端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供を約すること」、「契約の解除を不当に妨げる提供条件を約すること」を禁止する事業法第 27 条の 3 における基幹部分の規律まで対象外とすることで、通信料金と端末の完全分離の趣旨を逸脱した利益の提供 (端末の購入等を条件とする通信料金の割引等) や、高額な違約金を伴う 2 年縛り・自動更新等が可能となり、かつての囲い込み競争へ逆戻りすることを懸念します。そのため、仮にルールを見直す場合であっても、事業法第 27 条の 3 における基幹部分の規律は、MNO に対しては、引き続き適用すべきと考えます。
- 楽天モバイル殿は、競争ルールの検証に関する WG (第 53 回) において「新規獲得に向けた施策の実現」を要望されており、それが現状実現できない背景として、ワンプランのみ提供している特性上、「新規契約を条件とした通信料の割引」を禁止する規律に抵触してしまい、結果的に楽天モバイル殿のみ通信料割引施策を実施することができない状況であることを課題視されている認識です。
- この「新規契約を条件とした通信料割引」を禁止する根拠は、事業法第 27 条の 3 ガイドラインに基づき事業法第 29 条 (第 1 項第 5 号) の業務改善命令に係る規律であり、楽天モバイル殿の要望を踏まえると事業法 27 条の 3 の規律の対象外とする手当ではなく、事業法第 29 条の規律に対する手当の検討を行ってはどうかと考えます。

5 27条の3の規律に対し（IIJ、オペテージを指定から外したことも含め）、継続的に競争環境への影響を検証することは必要なことと考える。そのような検証を実施する場合、どの点について検証が必要と考えるのか、ご意見を伺いたい。

（佐藤構成員）

（NTT ドコモ回答）

- 事業法第27条の3の制定時の趣旨に立ち返り、利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害されている状況となっていないか継続的に検証していくことが必要と考えます。
- 例えば、2023年の事業法第27条の3に係る指定対象事業者の見直しについても、MNOと比較して事業規模の小さい独立系MVNOにとっては規律の遵守コストが大きいこと、改正法施行時と比較してMVNOの競争力が低下していることを受けての見直しであり、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みに係る規律の基幹部分の趣旨に反するような販売手法やサービス提供条件の設定が行われた結果、利用者による適切かつ自由なサービス選択を阻害されている状況となることを許容する意図はなかったと認識しております。
- 検証にあたっては、実際にそのような状況となっていないことを確認するため、利用者の声（苦情等）を収集するとともに、事業者乗り換えの状況等を継続的に注視していくことが必要と考えます。

以上

競争ルールの検証に関するWG（第53回）に関する追加質問事項

1 ネットワーク利用制限の4類型ごとの件数をどのように調査しているか。現在4類型ごとの件数の調査ができない場合は、その理由と今後調査をすることはできるのかお教えいただきたい。

(大谷構成員)

(KDDI 回答)

構成員限り

2 ネットワーク利用制限件数について過去5年間の数値を類型ごとに示していただきたい。類型ごとの数値を把握していない場合は、把握をしていない理由（影響が大きくないためなど）を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

ネットワーク利用制限は、最終手段として行うものであり、いつ登録したかという情報を保持する必要がなく、システムの過去に遡って登録件数を取得することは困難であり、データは存在しません。

3 過去5年間の滞納額の推移を示していただきたい。データを把握していない場合は、データを把握していない理由（影響が大きくないためなど）を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

割賦契約から12カ月目（1年後）の滞納額の推移は下記のとおりです。

※au 契約と端末セット販売及び端末単体販売に関する端末代金滞納額

構成員限り

4 広く 27 条の 3 の適用除外とするのではなく、優越的地位にない MNO の競争的な料金設定の自由度を限定的に認めることについて、具体的にどのような懸案事項（問題とされる行為）があるか。そういった行為を防止するためにどのようなことが考えられるのか。

（佐藤構成員）

（KDDI 回答）

500 万を超える契約を有する事業者については、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとされており、事業法第 27 条の 3 の規律を緩和した場合には、その緩和の程度に応じて、不当な囲い込みや、事業者の意に反した形での不適切な利用（転売ヤーやホッパー等）が再び顕在化することが懸念されます。

このため、事業法第 27 条の 3 の規律を一部緩和することについては、慎重に検討を行った上で実施する必要があると考えます。

<参考：競争ルールの検証に関する報告書 2023>

2022 年 7 月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNO であっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約 500 万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない

5 27 条の 3 の規律に対し（IIJ、オプテージを指定から外したことも含め）、継続的に競争環境への影響を検証することは必要なことと考える。そのような検証を実施する場合、どの点について検証が必要と考えるのか、ご意見を伺いたい。

（佐藤構成員）

（KDDI 回答）

例えば、下記のような検証が考えられます。

<政策目的の達成状況に関する検証>

- ・ 規制緩和後の施策の実施状況（規制によりできなかった施策の実施状況等）
- ・ 通信料金プランの価格への影響
- ・ 市場シェアの推移

<規制緩和による悪影響に関する検証>

- ・ MVNO 間での競争環境への影響
- ・ 規制対象外となった後に行った施策等が、通信と端末の完全分離や不当な囲い込み等、制度趣旨を逸脱するものになってないか、具体的な内容の検証

以上

競争ルールの検証に関するWG（第53回）に関する追加質問事項

1 ネットワーク利用制限の4類型ごとの件数をどのように調査しているか。現在4類型ごとの件数の調査ができない場合は、その理由と今後調査をすることはできるのかお教えいただきたい。

(大谷構成員)

(ソフトバンク回答)

※ 本回答（赤枠）は「構成員限り」としていただくようお願いします。

2 ネットワーク利用制限件数について過去5年間の数値を類型ごとに示していただきたい。類型ごとの数値を把握していない場合は、把握をしていない理由（影響が大きいなど）を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

※ 本回答（赤枠）は「構成員限り」としていただくようお願いします

3 過去5年間の滞納額の推移を示していただきたい。データを把握していない場合は、データを把握していない理由（影響が大きいなど）を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

※ 本回答（赤枠）は「構成員限り」としていただくようお願いします

4 広く 27 条の 3 の適用除外とするのではなく、優越的地位にない MNO の競争的な料金設定の自由度を限定的に認めることについて、具体的にどのような懸案事項（問題とされる行為）があるか。そういった行為を防止するためにどのようなことが考えられるのか。

（佐藤構成員）

（ソフトバンク回答）

「優越的地位にない MNO」とは、「第二種指定電気通信設備を設置していない MNO（楽天モバイル）」との解釈で回答します。

当社としては、規制の一部であっても適用除外を受ける事業者が存在することは、そのことによって生じる行為よりも、歪な競争を招いてしまうことを懸念しています。

具体的な懸念は以下の通りです。

- ・ 事業者間の公平性を欠く上、楽天モバイルは市場における純増シェアで現在その他 MNO に比べ互角以上でもあり、その他 MNO に不当に競争上のハンディキャップを課すことになること
（楽天モバイルはプラチナバンドも取得済であり、かつ制度趣旨に照らして接続規制等で非対称規制を既に受けており、これ以上政策的な優遇を行う必然性はない）
- ・ 市場で提供されているサービスを超えるより良いサービスを各社が提供し合うことで消費者利便の向上を促進していくことが本来であるが、規制を受ける事業者と受けない事業者が存在すると規制を受けない事業者を超えるサービスを提供することがルールによりできない環境が生じるため、消費者利便の向上を損なわせること
- ・ 販売店が他 MNO より販売しやすい楽天モバイルを顧客ニーズ問わず第一に薦めることが増え、結果として顧客のニーズを満たさない販売が増加（苦情が増加）するおそれがあること
- ・ これまでの議論の積み重ねにより整理された内容からは楽天モバイルのみ規制を緩和する理由が皆無な中、前回改正から極々短時間で理由・根拠なしに規律変更を行う悪しき前例となり、今後も同様の対応を許容することになり得、結果として本競争ルールの適正な運用（予見性や効果検証可能性の確保等）を損なうこと

したがって、少なくとも MNO4 社は共通ルールとすることが必須と考えます。

5 27 条の 3 の規律に対し（IIJ、オプテージを指定から外したことも含め）、継続的に競争環境への影響を検証することは必要なことと考える。そのような検証を実施する場合、どの点について検証が必要と考えるのか、ご意見を伺いたい。

（佐藤構成員）

(ソフトバンク回答)

昨年12月4日のWG(第49回)の当社プレゼンのとおり、まず初めにどのような市場を目指すのかの整理が必要と考えます。

その上で、目指すべき将来像と現状の差分を確認し、差分があった場合にはその要因を分析し、さらにその要因が競争環境の整備不備によるものであることが明らかであった場合に規制・規律の検討が行われるべきものと考えています。

したがって、どの点について検証が必要となるかは目指すべき将来像やその将来像と現状の差分有無によって変わるものと考えます。

当社としては、市場として目指すべき将来像の一つは、お客様にとって料金・サービスの幅広い選択肢があり、かつお客様が制限を受けることなく料金・サービスを選択できる状態であること、およびそれらが海外諸国と比較して妥当な水準であることと考えており、現状は、累次の政策の効果もあり、これらの状態が保たれているものと考えています。

また、そのような環境の中で事業者が互いに切磋琢磨し、公平でオープンな競争が行われているものと考えています。

したがって、27条の3の規律の競争環境への影響の検証においては、この公平でオープンな競争が保たれているかという観点で検証が行われるべきと考えます。

そのためには少なくとも、本年3月13日のWG(第53回)の当社プレゼンでも記載した以下の点の検証は必要と考えます。

- マーケットの分析(サービス内容・料金水準など)
- 目指す将来像と現状の差分
- これまでのルール変更の効果・影響

なお、累積の契約者数シェアは事業参入時期の違いなどから事業者によって大きな差異が生じているのは当然のことであり、また累積の契約者数シェアが現時点の競争力(お客様による事業者選択)に影響を与えているとは考えられないため、累積の契約者数の大小をもって競争環境を判断することは適当ではないと考えます。

以上

競争ルールの検証に関するWG（第53回）に関する追加質問事項

1 ネットワーク利用制限の4類型ごとの件数をどのように調査しているか。現在4類型ごとの件数の調査ができない場合は、その理由と今後調査をすることはできるのかお教えいただきたい。

(大谷構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

2 ネットワーク利用制限件数について過去5年間の数値を類型ごとに示していただきたい。類型ごとの数値を把握していない場合は、把握をしていない理由（影響が大きくないためなど）を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

3 過去5年間の滞納額の推移を示していただきたい。データを把握していない場合は、データを把握していない理由（影響が大きくないためなど）を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

4 転売ヤー問題についてどう考えるか。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

構成員限り

以上

競争ルールの検証に関するWG（第53回）に関する追加質問事項

1 資料 53-2-2 の 8 ページにおいて「△」から「×」になる確率は、0.15%とあるが、資料 53-2-6 の 3 ページの 93.4%と比較できるようなデータをアンケートに回答している社から算出いただきたい。

(関口構成員)

(RMJ 回答)

ネットワーク利用制限が「△」の状態であった端末の買取台数については非公開としておりますので、構成員限りとして回答させていただきます。

構成員限り

以上